

# 「普通の国」のその先へ

— ダグラス・ラミス著『ガンジーの危険な平和憲法案』と9条問題 —

石 積 勝

## 要旨

2001年9月11日、ニューヨーク、ワールド・トレードセンターに対するテロ攻撃に端を発したアフガン、イラク戦争は〈非対称の戦争〉と呼ばれる。そして、その〈非対称の戦争〉、即ち国家の枠組みを超えたテロ活動に対しての伝統的な国家による〈戦争〉は、あきらかにその限界を露呈している。暴力連鎖の世界状況の中で20世紀型〈国家〉も、その国家による〈戦争〉も根源的な思想的挑戦を受けている。これは、とりもなおさず、その20世紀型国家が依拠する政治思想もまた挑戦を受けているということである。

政治と政治思想のブレイク・スルーが待ち望まれる中で、ガンジーの平和思想と憲法第9条の持つ政治思想的意味を考えるひとつの営みとして本稿は書かれている。

本稿ではまず筆者の問題意識について述べ、続いて元津田塾大学教授ダグラス・ラミス氏の手になる『ガンジーの危険な平和憲法案』について検討する。さらに20世紀型国家、すなわち「普通の国家」とはなにかについてのひとつの典型的な議論を紹介し、現下の世界情勢と「普通の国家」との相克について論じる。

キーワード：「普通の国」「マハトマ・ガンジー」「憲法第9条」「正義の戦争」

## 1. 問題意識

### 〈政治思想問題としての日本の平和主義〉

私はここ数年、日本国憲法第9条の問題にこだわり、執拗にあれやこれや考えを巡らせている。そうした思考の過程の中で、このいわゆる9条問題は、護憲の立場に立つのか、それとも改憲なのかというリアルな政治選択の問題を越えた〈政治思想〉の問題なのではないかと、以前にもまして強く感じている。憲法第9条が我々に突き付ける政治思想上の問題提起は、とんでもなく深く広いものであるという再認識である。

そうであるだけに、9条を状況論、情緒論を越え政治思想の問題として明確に位置付け、弁

証法的思考のプロセスの中で生まれる9条の思想を自ら再度〈肉体化〉しない限り、具体的な政治選択としての改憲・護憲論議にまずもって自分自身の明確なスタンスが打ち出せないのではないかと痛感している。さらに9条問題を思想的に明確に位置付けない限り、改憲・護憲論議以前の我々の眼前にほぼ日常的にニュース番組で繰り広げられる、日本のいわゆる〈安全保障〉関連の外交案件にも、スタンスのぶれなく対応することができないとも改めて思っている。

鳩山政権の中で、その鳩山と外務大臣岡田との間にあるスタンス、発言のギャップが、例えば普天間基地移転問題などで顕在化し、連日そのことが閣内不一致と報道され、現政権の最大のアキレス腱とさえ指摘される。こうした状況

を見るにつけ、やはり確固とした政治思想、9条にまつわる、あるいは日本の平和主義にまつわる政治思想の登場が今こそ求められていると痛感する。

## 〈9条問題とは何か〉

私がここで扱おうとする9条問題は日本の平和主義であり、特にその究極の表現である9条第2項が提起している政治思想上の問題である。じつは日本国憲法第9条第1項「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」という条文は、それほどの衝撃ではない。国連憲章やイタリア憲法第11条も武力による紛争解決を否定している。(注1)

これに対して9条第2項は、その文言を文字通り読めば、それが英文であれ和文であれ、そうした紛争の平和的解決への決意とは全く次元を異にする政治思想的な問題を提起しているのである。すなわち第2項はまさしく国家の非武装を謳いあげているのであり、これは近代国家への原理的な挑戦でもあるのである。

日本国憲法第9条第2項を改めて記す。

「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」(下線は石積、以下同じ)

9条第1項がリベラルであるとすれば第2項はラジカルである。以下、私が9条問題として論じる問題は主に第2項に明確に表現されている政治思想上のラジカルな大問題提起のことである。

## 〈私は9条を支える政治思想を探し求めている〉

私は直感的にはこの9条第2項を日本人は維持すべきだと考えている。しかし残念ながら十分に説得力をもった、従って日本国を越えた普

遍的な政治思想はその9条第2項には今のところ付与されていない。もし「おまえは何のためにこの論文を書こうとしているのか？」と問われれば、私の答えは、「このギャップ、すなわち直感的に感じる9条が持つ世界史的重要性と、一方では9条を支える政治思想の欠如との間にあるギャップを埋めることである」と答えることになる。その道筋を探したいということである。

9条は大切だがそれを支える政治思想はいまだ現れていない。実践者としてではなく思索者としての私は、9条を支える政治思想の構築を模索したい。そのような問題意識を不断に持つ中でダグラス・ラミス著『ガンジーの危険な平和憲法案』(注2)が私の目にとまった。

## 2. 『ガンジーの危険な平和憲法案』を読む

### 〈インドではガンジーは聖人だ、しかし彼の非武装思想を誰も語ろうとしない〉

『ラジカルな日本国憲法』(注3)その他で9条問題を扱い、その重要性を事あるごとに論じるラミスである。『ガンジーの危険な平和憲法案』はそのラミスによるガンジー論である。私が興味を持たないはずがない。さてそのラミスが何故にガンジーの平和憲法研究に入ったのか、彼自身が『ガンジーの危険な平和憲法案』の中で次のように述べている。

「私は日本の平和憲法に関する本を何冊か書いたことがあったので、インドの憲法、特にそれが作成された過程に興味をもっていった。つまり非暴力を掲げたインド国民会議という政治勢力が、なぜ軍隊の存在を認める「普通」の国家の憲法を生み出したのか。」(注4)

以前から私もラミスと同様な思いを抱いていた。ガンジーと現実のインドと間にある何とも不可解なギャップが気になってしょうがなかったのである。

いうまでもなく、ガンジーはいまだにインド

の英雄であり、ラミスのいうように、現在のインド、特にデリーなどの都会ではガンジーの銅像だらけで、インドの5ルピー、10ルピー、20ルピー、50ルピー、100ルピー、貨幣のすべてにはガンジーの顔が描かれている。しかし同時に、そのガンジーの象徴であり政治思想の核心であったはずの非暴力平和主義はどうやら〈生きている思想〉としてはインドでは扱われていないようだ。それは私にとっての大きな疑問であった。

じっさい5年ほど前インド・ムンバイで開かれた「世界社会フォーラム (WSF, World Social Forum)」出席の折にも、またその数年後訪れたニューデリーでのインド人インテリとの対話の中でもそのことを取り上げようとしたのだが、インドの知識人は、なかなかこの話に乗ってこない。確かにラミスがいうようにインド知識階級のガンジーに対する思いは否認状態(注5)の構造のようであったと、私自身が感じていたのである。

なぜそのような否認状態が生まれ、現在も続くのか？その歴史的経緯を辿ることにラミスのインドでの時間の多くは費やされたようだ。じっつラミスの1年間にわたるインド滞在の成果のひとつとしてのこの著『ガンジーの危険な平和憲法案』の大部分はそうした歴史的な経緯、あるいはインド人の心理状態の謎の解明に割かれていて、肝心かなめのガンジーの平和思想そのものの扱われ方が少ないのである。これはじっつは私としては不満なのである。なぜなら私は「9条を支える政治思想」そのものを探し求めていて、『ガンジーの危険な平和憲法案』の中に、その私の希求に対しての、ひとつの、しかし直接的・根源的な解答があるかもしれないと期待していたからである。

### 〈9条を支える平和思想の希求には直接応えてくれない〉

確かにこの本を読むと、ガンジーの構想した平和憲法が、なぜインドでは日の目を見ること

にならなかったのか、という疑問の多くは解消される。つまりガンジーの平和思想がなぜ頓挫したのかという経緯の説明はよく解るのだが、その平和思想それ自体の思想としての内在論理、その思想そのものについては、必ずしも私が期待していたようには紹介されていない。それがラミスの著を一読した後の私の抱いた不満であった。つまり9条を支える思想を希求する私の期待には十分は応えてくれてはいない。むしろ非武装を支える政治思想などというものはじっつはないのではないのではないかと絶望感にさいなまれるのである。

しかしそれは考えてみれば当たり前のことではある。非武装の思想、あるいは9条の思想的展開は未知との遭遇であり、少なくとも現在我々が手にしている社会科学的考察の道具立てからは生まれるはずのない、針の穴を通すような作業だろうからだ。しかし針の穴でも見つければ、それは思想の革命につながる。それはすこぶる貴重だ。

### 〈この本のタイトル『ガンジーの危険な平和憲法案』はミスリーディングかもしれない〉

じっつはこの本のタイトル『ガンジーの危険な平和憲法案』というタイトルはミスリーディングであるかもしれない。なぜなら、ガンジーの構想した平和憲法案は例えば日本の平和憲法とは似て非なるものであるからだ。ガンジーの平和憲法案は〈国家の溶解〉とセットになった平和思想であるからだ。日本国憲法第9条は確かにラジカルであり潜在的に〈危険〉であるが、しかしどこをどう見ても日本国憲法全体が「国家の溶解」「近代国家の溶解」を企図して作られているとは考えられない。

ラミスがガンジー思想のなにを〈危険〉と指したのかといえば、それはじっつはガンジーの〈平和〉思想ではなく、ガンジーの〈国家溶解〉思想〈近代国家溶解〉思想なのであった。ガンジーは、そしてそのガンジーを忠実に我々に伝えようとしてるラミスは、平和あるいは非

武装の達成は近代国家の溶解なくしてあり得ないとする示唆している。したがってこの本のタイトルは『ガンジーの危険な平和憲法案』ではなく『ガンジーの危険な国家解体憲法案』とでもすべきものだったのだろう。

繰り返しておこう。ガンジーの何が危険なのかといえば、じつは〈平和〉が危険なのではなく〈国家解体〉が危険なのであったのである。

じつはラミスのこの本を読むと、不思議な気分になる。まずラミスの論理から（そしておそらくガンジーの論理からも）何を感じられるかといえば、じつは非武装のあるいは9条第2項の実現不可能性である。希望というよりは絶望に近い感覚を持つのである。この二人の（あるいはふたつの）言説と行動もかなり絶望的なのである。ガンジーに大きな期待を抱いて思想的ブレイク・スルーを彼らから与えられるはずだと期待しながら読み進むと、次から次へと裏切られることになる。つまり読み始める前よりさらに絶望的になるのである。しかし一方で、同時に、最後の最後のところでは、それでもその絶望の淵からも「ひよっとしたら」という感覚も生まれる。それが不思議なところである。

圧倒的に下降する感覚の中で、しかし希望の気分が俵一枚残るといふ不思議な感覚である。恐らくそれはガンジー思想が、あるいは9条の思想が、文字通り真に〈ラジカル〉である（つまり本当はそうだなと我々に思わせる）ということにその理由があるのだろう。つまりガンジーも9条も「ぶっ飛んでいる」。現実状況から「飛躍」している。しかし未来への希望がそこには見え隠れする。

もう少し具体的にこの本そのものを振り返っておく。

### 〈「最大のタブー」・・・その本質〉

『ガンジーの危険な平和憲法案』第1章「最大のタブー」でラミスは、なぜガンジー思想が現在のインドでほとんどタブー視されているのかという疑問の解明を試みる。インドはその死

後から今日までガンジーを〈聖人〉と位置付けながら、同時にその思想を裏切り続けている。ガンジー思想の裏切りの意識の中で、ガンジーはインド人にとっては一種のタブーにすらなっている。その経緯と精神構造をラミスはまず探るのである。

ラミスはまず第一に、なぜ、どういう経緯で、インドはガンジーを裏切り「普通の国」になったのか、その過程を明らかにしようとする。そして第二にそのインドの裏切りの「傷」に付きまとう「ガンジー・トラウマ」とも呼べるものの性質に切り込もうとする。ガンジーの名前を出したとたんに見せるインド人インテリたちの明らかな戸惑いは一体どこからきているのか、その精神構造を解き明かそうと試みる。

第一の問い、つまりなぜインドの憲法が非暴力主義から大きく外れ、普通の憲法になったかについては、ガンジーの弟子であり新生インドのリーダーとなったネルーにその理由を率直にラミスは語らせている。

「私は平和主義者ではない。残念ながら今日の世界は強制力なしではやっていられないようだ。我々は自分を守り、未来の有事に対して準備しなければならぬ。侵略その他の悪に対応しなければならない。」（注6）

つまるところネルー率いる国民会議はガンジーのラジカルな暴力否定の思想にはどうしてもついていけなかった。インド独立がガンジー流の非暴力によって成し遂げられたものであるにもかかわらずだ。武力・暴力による支配者—英国との対峙においては有効であったと認めざるをえない非暴力主義は、いったん独立を達成し、今度はパキスタンをはじめとする他国との国際関係の中で生き抜くという現実の前で、はっきりと否定されることになった。

独立後の、あるいは独立を見据えた時期のインドは、ガンジーを捨て去るという選択をする。インドは非暴力の思想的リーダーとして世界史の中で新しい地平線を切り開くのではなく、伝統的な選択をすることになるのである。少なく

とも当時の国際関係を規定する国家＝暴力装置＝軍隊という常識をそのまま踏襲した。

その第二の問題、すなわち今日まで続くインド人インテリたちに見られるガンジー思想についてのタブーの空気は、彼ら自身が結局、非暴力の政治を選択しなかったという〈挫折感〉、あるいは建国の父ガンジーに対する〈裏切りの念〉と関係する。

ネルーは「現代史において妥協しなかった唯一の（信念の）リーダーはガンジーである」と述べ、ガンジーに対する畏敬の念を隠そうとはしなかったが、同時にそのガンジーの政治思想の集大成ともいえる平和憲法構想をはっきり否定する。この二律背反の感情はインド知識人の間には今日においても広くみられるトラウマのではないかとラミスは読み解くのである。そしてこの二律背反の感情を否認状態と解説する。つまり見たくない、直視したくないという感情のことで。

ではなぜガンジーの思想はネルーをはじめとするガンジーの弟子たちによってその根本の意味において受け継がれることが無かったのだろうか？

それはガンジー思想が余りにラジカルであったがためであるといわざるを得ない。

前述のように、じつはガンジーのその思想はたんに非暴力ということに留まらず（近代中央集権）国家の解体・溶解を意味し、その意味においてこそラジカルであったのである。

### 〈ガンジーの平和憲法案・・・国家の解体〉

『ガンジーの危険な平和憲法案』第二章はそのガンジーの構想する「国家」のイメージについて論じている。

「インドには70万の村がある」というのがガンジーの口癖で、その村が徹底的に自治を進め、その村々の徹底した非協力によって中央集権国家、すなわち「普通の国家」の無効化を図るというのがガンジー思想の核心であったと資料収集を通じてラミスは得心する。ラミスの手に入

れた『自由インドのためのガンジー的憲法案』（Gandhian Constitution for Free India）によれば、ガンジーの構想では、インドの伝統と現実にしかりと依拠する70万の村は、それぞれ独立した共和国になり、主権もそれぞれにおかれ、デリーは国際機関の中央所在地のようなものになるという。中央司令部のない国の構造になったら、そこでは自ずと軍隊を組織することは不可能になるというわけである。ガンジーはこの憲法草案をユートピアとして持っていたわけではなく、本気も本気、実現可能だと思っていた。そしてそれがなぜインド社会でタブーであり続けたのかというと、この憲法草案が「国家に関する基本常識を覆す危険性があり、かつ実現可能な理想郷」であるとガンジーが本気で思っていたからこそであるとラミスは喝破する。

どうやらガンジーの中では非暴力の政治と近代中央集権国家の解体とはワンセットで構想されていたようである。これは考えてみれば多くの独立運動闘士には簡単に支持できない構想である。懸命に植民地インドを解放し、青息吐息でインドを20世紀の近代国家、すなわち「一人前の普通の国家に」導こうとしている人々にとって、ガンジーの構想する「近代国家のその先の政治体制」には簡単には乗れないだろう。20世紀近代国家の代表格イギリスに徹底的に植民地収奪された歴史を背負うインドではあるが、ではそう簡単にその20世紀近代国家のゲームからの離脱を構想できるか？その道を探ることはとても深い洞察と覚悟なしには可能でなかったのである。

### 〈ガンジーは近代政治学を否定した〉

ネルーをはじめとする新生インドの指導者は20世紀近代国家としてのインドを構想したが、ガンジーはそれを否定した。ガンジーが否定したのはその近代国家を支えた近代政治思想そのものでもあった。

ラミスはネルーについて次のように述べる。

「ネルーは近代化主義者で、大企業やアメ

リカのニューデール政策またはソ連のように強力な中央政府の信奉者だった」(注7)

一方でラミスはガンジーについて次のように論じる。

「(マレーシアの) マハティールと(シンガポールの) リーは認めないだろうが、マキャヴェリは彼らにとって、最も受け入れやすい思想家の一人だろう。・・・中略・・・(ガンジーの作品には、) プラトン、マルクス、ソロー、ラスキン、トルストイ、メインなどという名前が見つかる。・・・中略・・・ガンジーに西洋思想に対する深い批判があったならば、マキャヴェリこそが、彼が否定しようとしていた思想の縮図そのものだろう。マキャヴェリは「国家」という特殊な組織に関しての最高級の理論家だろう。彼の偉大な『君主論』は、国家の論理に、特に新しい国家の創立または古い国家の再編に関して、最も正直で啓発的な分析を提供したといえるだろう。ガンジーはその国家の論理を否定した。したがって、(その名前を直接挙げることはなくとも) マキャヴェリをも否定した。・・・中略・・・ガンジーは、ほとんどすべての政治家が唯一のものだと信じて選んだ道を選ばないで、世界を驚かせた。・・・中略・・・20世紀は間違いなくマキャヴェリの世紀だった。世界中の国々で、マキャヴェリの「君主」像に合うような人、つまり才気煥発、大胆不敵、元氣滄刺、いくらか便宜主義、そして残酷なリーダーのもとでの運動が、植民地傀儡政権や伝統的な政権を転覆していった。その創立者のうちガンジーだけがマキャヴェリの脚本に従わなかった。・・・中略・・・結局インド国民会議が創立した国家は、警察もあり、軍隊もあり、戒厳令を許す憲法条項もある、まったく普通の国家、つまりマキャヴェリの思想とまったく矛盾しな

いものになったという事実がある。このような国家を創立するために、暴力がどうしても必要だと、マキャヴェリは信じていた。」(注8)

つまりマキャヴェリが語り、ウェーバーがより洗練された形で論じた近代政治学の国家の本質、政治=権力=国家=物理的強制力という近代政治学の常識から降りることをガンジーは要求した。ホブスもスミスもマルクスもウェーバーもひとまとめにして、彼らに「根本のところではちよつと違うな」と言い放ったようなものである。それに対して、優等生ネルーは、第三世界の独立運動の闘士・英雄と同様に、その道、つまり近代国家の常識の道を選んだ。根本のところではマキャヴェリの道を選んだのである。ガンジーはそれを否定した。ガンジーのその否定は政治=権力=国家=物理的強制力という図式の国家=物理的強制力という部分だけでなく、じつはこの図式のど真ん中に構える国家そのものの、近代国家そのものの否定であったのである。

#### 〈ガンジーが見据えたインドの政治的伝統と第9条の基盤としての日本の政治文化〉

ガンジーは新生インドを運営するに当たり、近代政治学の常識の線での統治よりもインドの伝統文化に根差した統治のほうがよりよい統治になり現実的であると考えていたようであるとラミスはいう。

「(インドの伝統的な村の共同体は) 王朝文化と違って平和的だった。パックス・ブリタニカ以前のインドほど繰り返した戦争の被害になった国はないが、インド国民は軍事的な民族になったことはない」とガンジーは主張する。昔でも現在でもチュートン[ゲルマン]民族に見えるような、社会全体を武装化するようなことはインドでは見れない。」(注9)

以上はガンジーの思想に関するシュリーマン・ナラヤン・アガルワルという人物の議論を踏ま

えたラミスの発言であるが、このガンジーの指摘は日本の9条問題を考えるときに看過できない点である。

ところで政治学者神島二郎も日本の伝統的な政治文化は9条を支える強力な基盤になると考えていた。近代政治学と相まって近代国家観が導入される以前の日本列島でもまた、インドの伝統的共同体同様、社会全体が武装化されるようなことはなかったと神島はみている。上述のガンジーの主張と対応する考え方である。近代国家建設以前の、つまり明治以前の日本の政治文化がどのようなものであったのか、様々な歴史の検証が行われている。非武装の伝統という点でいえば、ノエル・ペリン著『鉄砲をすてた日本人』（1984年、紀伊國屋書店）も注目の書である。武装化を国内外で推し進めてそれを前面に押し出しながら世界の植民地化を進めたヨーロッパ近代の隆盛時に、日本が鎖国政策を採り、いわば世界史の逆コースを進んだというノエル・ペリンの指摘は我々に様々なヒントを与えてくれる。政治学者神島二郎もまたこのペリンの書の重要性を強調していた。

### 〈ガンジーも憲法9条も正義の戦争を否定する〉

ウエーバーは、国家を「正統な暴力の権利を独占していると主張している社会組織」と定義した。そして『支配の社会学』その他で「正統性とは何か」について目の覚めるような言説を展開した。彼の正統性にまつわる言説も、その正統性に支えられた国家による暴力の管理と行使の議論も今日においても依然〈有効〉であると広く了解されている。それほどに普遍的な思想であると了解されているのである。

正統な暴力の権利と行使は、国際関係においては〈正義の戦争〉のことである。国家が行う戦争が正統な戦争である場合、つまり正義の戦争である場合、その暴力は当然ながら容認され、いや場合によっては称賛され、その行為は法的にも倫理的にも犯罪にはならない。つまり「戦争とは極めて厳しいルールに沿ったスポーツの

ようなもの」だという考えがじつは近代国家間の世界には横たわっていて、非暴力運動はこのゲームを台無しにするものであるとラミスは論じる。

「このルール（人を殺す権利）を放棄し、事実として殺そうとしていないということになると相手の行為は正戦ではなく犯罪行為に変身する。」（注10）

ここにガンジー思想あるいは9条の思想のラジカル性がある。つまり近代国家の（それは現代の国家でもある）根本を、そして近代国家群の世界秩序の根本を無意味化してしまうラジカル性がガンジーにも9条にもあるのである。別の著書『日本国憲法を読む』でラミスは述べる。

「マックス・ウエーバーは、合法的暴力を独占する制度が国家であると定義づけた。彼は憲法9条を矛盾のかたまりとみなすに違いない。」（注11）ラミス『日本国憲法を読む』

日本国憲法もまた、それとは知らずにリベラル社会科学の巨人マックス・ウエーバーに、そしてまたその近代社会科学の上に成立している現代の国家にじつは真正面から挑戦状を掲げて対峙しているのである。

ことここに至って、我々は日本国憲法第9条の政治思想上の大問題提起に向かい合わざるを得なくなる。あの国際連合ですら明確に認めている「正義の戦争」を、そして依然としていまだ根源的挑戦に晒されていないウエーバー流近代政治学を、潜在的に否定する、少なくとも超克するものとして9条は存在するのだから。しかしじつはこの大問題（近代政治学の超克）は日本国憲法が制定されたその日から、我々に〈宿題〉として初めから突き付けられていたのである。思想家大熊信行は日本の新憲法発布に前後して以下のように論じている。彼の問いはその後深化され、彼の問いに対する解は見出されてきたのだろうか。

「日本人は国家観を変えなければならない・・・  
これまで摂取しておった西洋近代のあ

らゆる国家思想を、すべて疑問の対象として再検討するだけでなく、誰もまだ踏み入ったことのない思想領域へ、そして同時に精神領域へ、歩みいらなければならない。大胆で独創的で・・・国家とは戦争をする能力を権利として持つところの社会集団であり、簡単に言えば戦争行為の主体的な単位だった。・・・永久に軍備を持たず、交戦権を放棄した国家。・・・国家そのものの本質が一変していることを意味するだけではあるまい。国際社会または世界社会そのものが、一変しつつあることを、または一変しなければならないことを、前提しているものに相違ない。」(注12)

### 3. 「普通の国」論争

ガンジーは近代国家の溶解という大きな枠組みの中で非武装の社会を構想し、それが決して荒唐無稽なものではなく、ただ自分自身の説得能力が不足していたから実現しなかったのだと思いつつ、ついに凶弾に倒れることになる。一方、同じく非武装の思想の具現化である9条は依然存在し続けるが、同時にそれを支える内在論理を欠いたままその風化、あるいは解消を待っているかのようなのである。そしてその風化・解消を押し進める国内政治状況は、つまり9条に対する挑戦は「普通の国」というキーワードを軸に展開され続けてきた。まずはその「普通の国」論の流布者とでもいうべき小沢一郎の発言を出発点に「普通の国」について考えよう。

「では、真の国際国家になるためにはどうすればいいか。何も難しく考える必要はない。『普通の国』になることである。『普通の国』とはなにか。二つ要件がある。一つは、国際社会において当然とされていることを、当然なこととして自らの責任で行うことである。当たり前のことを当たり前と考え、当たり前に行う。日本国内でしか通用しないことをいい立

てたり、国際社会の圧力を理由にして仕方なくやるようなことはしない。」(注13)  
・・・この次に、例えば次のような条文を付け加えるのである。「第三項 ただし、前二項の規定は、平和創出のために活動する自衛隊を保有すること、また、要請をうけて国連の指揮下で活動するための国際連合待機軍を保有すること、さらに国連の指揮下においてこの国際連合待機軍が活動することを妨げない」(注14)

この小沢の発言は明解である。当然ながらこの普通の国家は近代国家でありウエーバーのいう「政治＝権力＝国家＝物理的強制力」という常識を丸ごと受け入れたものである。小沢のこの『日本改造計画』(1993年、講談社)での発言は、その後の日本社会のディスコースをリードしてきたことは論をまたない。小沢は現実政治の側からキャッチフレーズ的に分かりやすい「普通の国」を提示した。この小沢の提示に対して論壇・評論・思想界ではもう少し複雑ではあるが、しかし基本的に同様な線での議論がなされている。この小沢の提示する線、すなわち国家とは武力・暴力の装置であるということはっきりと認め、そのより良き使用に、あるいは不使用にこそ我々は神経を使うべきであるという考え方は、それこそ枚挙にいとまがないほど多くの論者によって主張されている。そうした議論の中からここではひとつだけ例示的に採り上げておこう。

#### 〈「近代国家と暴力」論争〉・・・小林よしのり、竹田青嗣、橋爪大三郎、吉本隆明の対談

面白い対談の書がある。若い世代に圧倒的に影響力を持つ漫画家小林よしのりと現代思想のスターの上記の3人による9条をめぐる座談の記録である。『ゴーマニズム思想講座・・・正義・戦争・国家論』(1997年、径書房)での、この4人の議論はかみ合っている。右からも左からも教条的な議論ではない。小林はともかく、リベラルと称される竹田や橋爪が〈国家と暴力

装置の関係)についてどのように考えているかが以下の引用文にはっきり出ている。

竹田 「小林さんが言った国家が暴力を持たないといけないというのはその通りで、その基本の意味は公的な暴力がなければ、ルール自体が成立しないということです。・・・権力やその暴力自体が悪いと思っている人がおおけれどちょっと素朴すぎる。〈国家が暴力を持っているのは問題だ。〉〈みんな自由にしろ〉ということになったら、この社会はすぐにマフィアみたいなのがはびこることになります。そういういちばん基本の原理が、いわゆる進歩的な人たちにはほとんど理解されていないと思います。」

(注15)

橋爪 「もうひとつだけ言うと、そういう意味で国家というのは、警察力なり軍隊なり、こういう実力とは切っても切れないものなんです。たとえば国家が軍隊と切れないのは、戦争をする可能性があるからです。戦争はないにこしたことはないし、国際協調は図られるにこしたことはない。先進国の間では、ほとんど戦争が無いようになってきたけれども、国家がある以上、戦争の可能性はあるのです。このことから目をそむけてはいけないと思う。ところが日本国憲法は、そのことから目をそむけるようにできているわけです。なぜなら〈自分たちの国家は戦争をしない〉と書いてあるのだから。・・・思想のうえから言うと、この憲法は国家の本質を見誤らせる面があると思う。一部の思想家は〈これは人類の理想を先どりしたすばらしい憲法だ〉というけれど、人類はまだそこまでの段階にはいていないと思う。」(注16)

竹田 「実はその問題で、僕と橋爪さん、そして加藤典洋さんの三人と、吉本隆明さんのあいだで議論になったことがあるんです。戦争放棄とか市民とか国家というものを

どう考えるかという点で、まったく意見が分かれてしまった。」(注17)

そこで私はその議論の中身を見るために、その議論が収録されている「思想の科学」(1995年7月号を検索した。その座談会は「半世紀後の憲法」というものであったから、これから20-30年後の、つまり2040年の憲法はどうあるべきか、どうなっているかという議論である。そこで戦わされている議論も興味深い。

### 〈護憲論者〉吉本隆明

吉本 「9条というのはなんなのかと言えば、近代国家としては矛盾だと言えるけれども、ただこれは、逆に言うと国家が将来にどうなるかという問題にたいしては、逆に未来性を持つと、そういうふうを考えます。マッカーサー司令部、なぜ9条を憲法に入れたかいろんな理由があつて、一つは一種の懲罰あるいは、警戒心からでしょうが、…やっぱりそういう未来性という観点もその中に入っていると思うんです。」(注18)

と威勢よく論ずるものの、一方では

「国家が軍隊を持つのは、近代国家をとつてくれば、それは国家の必須条件の一つだということになります。現存する国家でそういうものを持たないと規定しているのは日本だけだから日本がその例外であるわけですね。」(注19)

と論ずる。この点に橋爪はすかさず突っ込みを入れる。

橋爪 「世界に向けての未来性を持ったアピールによみがえらせるためには、戦争のどさくさでたまたま与えられた獲得物ではだめだ。・・・私たちは例外かも知れないけれど国軍は持ちません、と自分たちで憲法9条を規定し直す。あるいは、制定された憲法はたまたまあつたけれど、もう一度国民投票みたいなかたちで確認しましたとかですね、そういうふうなこ

とがないと、吉本さんのおっしゃる意味でのインパクトというのを持たないのではないのではないかという気がするんです。」(注20)

すると吉本はあっさり同意するのである。

吉本 「いやそれはおっしゃる通りだと思いますよ。どうしてもその過程がないとだめじゃないかな。…いずれにしても国民の合意はなんらかの形で問わなければならない。」(注21)

ここに改憲論者、あるいは少なくとも論憲論者吉本の完成である。こうした上記のような議論の中にいわゆるリベラル陣営の9条問題に対する思想的脆弱性が代表されるのである。結局、情緒的護憲の域を出て9条の思想的根拠の確立にまでたどり着かないうちに、リベラル陣営は改憲あるいは論憲の世界に引き込まれるという形である。

しかし吉本はこの座談会の別の場面、前半での、いわば座談会助走段階の議論の中では、実はかなり面白いことを言っているのである。以下の議論の「普通の国」を突破するひとつのヒントがあるのではないかと私は見ている。

### 〈「普通の国」を突破するために〉

吉本 「ところが、日本古来の法、つまり、伊藤博文が憲法を輸入して来る以前の、聖徳太子の17条の憲法でもいいし、鎌倉時代の御成敗式目でも、徳川時代の武家諸法度でもいいんですが、そういったものは、要するに土俗的といったらいいんでしょうか、情念のどろどろしたようなやつが、条項から消えていかない。・・・大昔から日本人、日本国はそういう掟というよりは、決意としかいいようがないような、そういうものしかつくってこなかったんですよ。・・・戦後憲法でいえば、〈天皇は国民統合の象徴だ〉という言葉。これは本当をいうと、法律の言葉にはならんのではないかと思うけれども、そうい

うところにわずかに情念的なものが入っている。」(注22)

武田 「今のお話は、要するに、僕らの議論は、いわば西洋的な文脈から憲法というものを考えて、社会契約を基本としてどんなメタレベルの権威もないと、それを憲法の基本の概念としておいた。ところが、吉本さんの考えでは、憲法というのは、理念として提示される側面と、いわばその国家の共同幻想としてはじめて成立している問題があつて、いったいその後者の側面はどうなるんだと言われていると思うんですが。」(注23)

「普通の国」を突破するひとつのヒントというのはここにあるのではないかと私は考える。つまり「普通の国」の「普通の憲法」は理念として示され、さらにはその理念実現のための契約として示されるのだが、憲法を掟ではなく決意として考えれば、じつは9条にまわりつく〈現実〉対〈9条条項〉の矛盾はまた違った角度から見えてくるのである。

それはともかく、この対談は戦後民主主義を標榜するいわばリベラルな論者たちが結局のところ改憲論、少なくとも論憲論に吸い寄せられてゆく論理構造を明らかにしている。政治スタンスにおいてリベラルとみなされる3人の論者たちがどンドンどンドン小林よしのりの線に引き寄せられる構造がそこにはある。そしていわゆる護憲勢力なるものが、突き詰めていけば、なぜ情緒的あるいは文学的護憲にならざるをえないかについても示唆している。〈一国平和主義〉、〈国際貢献〉、〈普通の国〉、〈正義の戦争〉、〈国連〉というようなフレーズの前に護憲勢力が立たされたとき、こうした20世紀リベラル思想の対抗軸となりうる思想を提示できないのである。

## 4. 国際情勢とリベラル政治学

### 〈正義の戦争論の限界〉

インドで捨て去られ、日本では風前の灯である非武装の思想が今、逆にその潜在的可能性を増してきているのではないかというのが私の見方である。なぜか？それは20世紀政治学が前提としてきた正義の戦争という考え方そのものが初めて本当の意味での挑戦を受けているからである。ただいま現在における正義の戦争の代表例、アフガン戦争について考えてみたい。

ところでその前にアフガン戦争とイラク戦争の違い、正義の戦争という観点からの違いについて、ひとこと触れておく。イラク戦争はその戦争の正統性という点からして正義の戦争とは認定されなかった戦争である。だからこそ国連安保理は開戦に合意できなかつたし、国連事務総長も米英による開戦の主張に強硬に反対した。この意味ではパリ不戦条約の精神を受け継ぐ国連は20世紀国際秩序のリベラル的守護神の役割を果たしたといえる。イラクに突入した米英とその追隨者はウエーバー的枠組みの域にも達していなかったという点で、少なくとも政治思想的にはほとんど問題外であったのである。リベラル政治思想からすればイラク開戦などは単なる〈反動〉、〈19世紀的発想〉として切り捨てるべき対象であったのである。

一方アフガン戦争は形式的には一応、〈正義の戦争〉の手続きを踏んでいる。国連安保理は分裂することなしにこの戦争にゴーサインを出しているのである。じっさいイラク戦争に大反対した仏独をはじめ世界の主要国は一致してこの戦争に加担している。これはなにもイラク戦争とアフガン戦争の間での勝利可能性の多寡というような現実的判断からだけではない。明らかに正統性の有無の違いがこの二つの戦争にはあったのである。つまりイラク戦争は20世紀リベラルの思想からは到底容認できないものであったのに対して、アフガン戦争はかるうじてその20世紀リベラル思想が容認できる範囲内のもの

であったのである。20世紀リベラル思想は国家＝武力行使を前提とする。したがってアフガン戦争は国連などで少なくとも形式的に正統性を認められたとき連合国による〈正義の戦争〉となった。

ところがこのアフガン戦争、つまり〈正義の戦争〉も雲行きが大いに怪しいのである。これまた、たんに混沌とする〈戦況〉だけの問題だけでなく、〈正義の戦争のそのパラダイム自体〉が現実の世界情勢の展開の前に揺らいでいるというということである。少なくとも欧米基準のあるいは20世紀国際秩序基準の〈正義〉そのものが大きな挑戦を受けているという意味で、このアフガン戦争は象徴的である。そして挑戦を受けているのは20世紀の〈正義〉の概念だけではない。その正義の戦争を遂行する国家、国家＝物理的強制力の独占的保持者、使用者という〈20世紀リベラルの公式〉もまた挑戦を受けているのである。その具体的現われについてはここでは論じないが、9・11以降の世界のテロリズムとそれに対する国家としての対応の不毛は、この新たな21世紀の現実がウエーバー流の政治＝国家＝物理的強制力の独占的保持などという公式ではとても対処できないものになっていることを示しているのは明らかだろう。

### 〈21世紀では、国家も、近代も大きな挑戦を受ける〉

21世紀は9・11とともに不気味な幕開けになったが、9・11的挑戦は今後も続くと言えなくはない。じっさいその挑戦は拡大している。国家による物理的強制力の独占的使用が大きく揺らいでいるのだ。ではその国家そのものはどうか。その国家、つまり近代国家も大きく変容を迫られているのである。それは国境を越える経済活動と情報の流通に代表されるグローバル化の押しとどめることのできない進展と密接に関係している。さすがに今のところ〈国家の溶解〉という段階にまでは来ていないが、しかし今後数十年のスパンでみればそれ

に近い状況はありうる話である。例えば数年前に出版され世界中で大きな反響を呼んだフランス人社会思想家ジャック・アタリの著『21世紀の歴史』(2008年、作品社)は2050年国家の崩壊を予言している。60年前ガンジーは〈国家の溶解〉を構想したが、今まさにグローバリゼーションというガンジーの時代に意識されていたとは思えない新たな条件の中で、その〈国家の溶解〉がリアルな現実として顕在化してきているのである。

国家の溶解が進もうとするとき、少なくともその国家の輪郭が実線ではなく点線になろうとしているとき、当然その国家=物理的強制力の一元的管理者・行使者という近代国家の基本もまた大きな挑戦を受けることになる。

#### 〈オバマ大統領ノーベル平和賞の意味〉

20世紀国際秩序は武力の一元的管理主体・行使主体である国家あるいはその国家連合によって維持されてきたが、その国際システム全体が閉塞感を漂わせている。9・11は非国家アクターが20世紀最強国家に捨て身の挑戦を行うというものであった。9・11の翌日から米国では「第二のパールハーバー」、「第二の神風特攻隊」という言葉が躍るが、日本の米国への挑戦と9・11の挑戦は決定的に違う。9・11それは国家(例えば日本国)が国家(例えば米国)に挑戦したのではなかった。非国家が国家に挑戦したのである。いわゆる〈非対称の戦争〉である。ここにすでに21世紀前半の国家・戦争・国際システムの変容の大きなパラダイム・チェンジが象徴的に現れている。

もうひとつ我々が受け止めなければならない現実とは、国家による戦争を含め、武力・暴力の限界である。強固な国家、国家連合を基盤にした力による国際統治システムが、イラク戦争、アフガン戦争で機能していないのはもとより、その他の地域でも、そうした〈ハードな支配〉がいよいよその限界を露呈しつつあるということである。これが21世紀初頭国際社会の現実で

ある。この状況を一過性のものとしてとらえるべきではない。マキャヴェリが『君主論』を書き、ウエーバーが「正当な暴力の権利を独占している社会組織」と国家を定義づけたその「戦争・武力の国家」の時代が、いよいよ終焉を迎えつつあるということである。

平和構築の実績が証明されていないオバマ大統領に対して、ノーベル平和賞選考委員会がいわば先物買いでノーベル平和賞を授与したこの意味は小さくない。委員会メンバーにもそして世界の一般大衆にも、この20世紀的秩序を大きくベクトル転換してほしいという希望・期待こそがその受賞には込められているのである。しかしノーベル平和委員会も肝心のオバマ大統領もアフガン戦争の持つ思想的意味、・・・それはつまるところ20世紀リベラルの中では許容される正義の戦争であり、その正義の戦争という概念を超える新たな政治思想が無い限り結局アフガンからの撤退についても原理的に決断できないという思想的意味なのだが・・・を明確に自覚しているとは思えない。そしてだからこそオバマはその受賞の感激に浸る間もなく逆にアフガン増派を決定するのであるが、ノーベル委員会のあるいはオバマの思想的限界を超えて、現実が、まさしく世界の現実がベクトル転換あるいはパラダイムシフトを要請しているのである。そしてそうした未だ思想化されない世界の人々の声を反映せざるを得ない形でノーベル委員会はオバマに平和賞を授与するという見切り発車を行ったのである。

#### 〈「普通の国家」観を超えない限り21世紀の現実に対応できない〉

つまりノーベル平和賞委員会もオバマも20世紀国際秩序の大前提であるいわゆる「普通の国家」観を原理的に超克しないまま、その枠組みの中でなんとかリベラルな政治行動を採ろうとしている。20世紀リベラルの観点からすると到底容認できないイラク戦争に、オバマは明確にノーを突きつけることができた。それが大統領

選挙における最大の政治的資産のひとつになった。しかし彼はあくまで20世紀リベラルである。頑としてその中心に〈正義の戦争〉しかも〈国家による正義の戦争〉観を置く20世紀リベラルの申し子である。であるからこそイラク戦争で反対の論陣を明確に張ったオバマは、アフガン戦争では揺れ続けるのである。その揺れは大統領という職責に付きまとう〈理想と現実の間での苦悩〉という揺れではない。彼自身の中に20世紀リベラル思想を超える思想がない中で21世紀の現実と向き合わなければならないという思想的脆弱性、思想が現実を追いつかない構造からくるものなのである。理想の姿を、それを支える思想を強靱に内在的に保持しているとき、人は具体的な対応においては極めて柔軟・現実的になりうるものである。その姿は〈揺れ〉とは映らないはずである。

このことは本稿冒頭で言及した鳩山民主党政権の普天間基地移転問題にかかわるスタンスの揺れにも当てはまる。普天間問題の影に隠れ、今のところまだ顕在化していないが、民主党政権の対アフガン政策における揺れについてもいえよう。さらには今後予想される憲法改変問題における揺れについてもいえる。普天間か辺野古かグアムかというような議論はそれを平面的に行うとき常に揺れる。菅直人がこの問題は4次元方程式だといったが、そうであればあるほど議論は弁証法的に立体的に行わなければならない。弁証法で鍛えられた強靱な思想が内在しているとき現実整理され現実を動かすことが可能になる。それは〈揺れ〉とは違う、強固かつ柔軟なリーダーシップとなる。残念ながら鳩山の〈友愛〉にも〈普天間問題〉の対応にもその強靱な思想があるようには見受けられない。もちろんそれは一人鳩山の問題ではない。だいたい私の中にもそれがあるかと言われれば、「それを今深く構築しようとしている過程です」と答えるしかないのである。弁証法的思考の最中だと答えるしかないのである。

本稿3で採り上げた「普通の国論争」もこの私の弁証法の試みのひとつである。「普通の国」

をめぐるもっと鋭い、もっと精密なディスコースはおそらくあるであろう。しかし当代の論客たちによるこの議論は、この論争に登場した彼らの言論界での、あるいは政治の世界での影響力が大きいだけに、一度はきちんと把握しておくべきであろうと考えたのである。その上で私の考えを述べたいと考えたのであった。討論が行われた時期と現在とでは世界情勢は違う。また討論はもっぱら日本に焦点を当てた「普通の国」論議である。そういう意味では討論者たちと私の問題意識にはかなりのズレがあるかもしれないが、しかし「普通の国」ということが現下の政治的・思想的諸問題のカギであることは間違いないところではないだろうか。そして私はこの「普通の国」のその先があると思っている。そのイメージと思想の構築が待ったなしで我々には要請されている。

#### 〈21世紀に蘇るかもしれないガンジーと9条〉

ガンジーの平和憲法案と日本国憲法第9条はほぼ同時期に生まれた。一方はついに世の中に出ることなく捨て去られ、もう一方は風前の灯である。60年前に登場したこのふたつのアイデアは今、21世紀の新しい状況の中で、それらを支える思想的根拠をいままでになかったほど希求しながら、じつと今後の展開を見守っているのではないか。両者ともに20世紀のど真ん中の時代では〈理想〉と片付けられ、まともに相手にされなかったという点では同じである。

このように述べると、少なくとも9条については色々反論が出るだろう。じっさい多くの人々の支持があったからこそ9条は生き続けてきたのではないかと。まともに相手にされなかったとはとてもない暴言だと。しかしどう考えても9条が生き延びたのはそれが持つ内在的な論理に多くの人々が深く共鳴したのではなく、外在的な歴史的・政治的状況が圧倒的に大きく作用したからであった。論理と心理ということでは心理が、理屈と情緒では情緒がそれを支えてきたのは明確だろう。今後この9条を維

持しようと考えれば、思想的な説得力が、どうしても必要になる。そしてそれは今のところ、薄弱だ。

ガンジーについても9条についても、それが持つ潜在的可能性についていえば、今ほど注目される時代もないのではないか。これが私の「見たて」である。本稿でも縷々述べてきたように、大きいえば20世紀の国家が、つまり「普通の国家」が、大きく変容する条件が生まれてきた。20世紀国家の岩盤である〈国家＝正義の戦争の遂行者〉という図式が崩れ去ろうとしている。政治とは権力であり、権力とは物理的強制力であり、それは国家が一元管理するものだ、という公式もまた挑戦を受けている。要するにポストモダンの政治が、ポストモダンの政治思想がその出番を待っているのである。ポストモダンの政治の最大眼目のひとつが暴力・戦争の克服ということになるのはほぼ必然である。ジグザグは当然あるだろうが大きな歴史の流れはそうに向かうだろうし、また向かわせなければなるまい。その時ガンジーの思想は再評価される可能性がある。9条ももし生き延び続けられれば、ポスト近代を切り開く水先案内人の役割を担うことになる可能性がある。

### 〈リベラル政治学を超克する〉

西洋的教育を受けたインドのエリートがガンジーの平和思想に触れたくないのは、それが彼らの教養、つまり近代社会科学の教養と大きくズレているからだろう。近代社会科学の本流リベラリズムの枠組みではどうしてもネルー的な国家観にならざるを得ないのである。

同じような構造は9条についてもいえる。例えば日本の民主党国会議員の中でも欧米留学組などは圧倒的に改憲派である。私が教える学生についても社会意識のある学生ほど改憲論者になる。近代社会科学の枠組みで論理的に9条問題を論じれば論じるほど、我々は改憲に引き寄せられるのである。じっさい本稿の3「普通の国論争」で採り上げたように、頑迷固陋と最も

遠いところにいるとみられる社会学者たちが、そのリベラルな視点から論じて、いやそのリベラルな視点から緻密に論じれば論じるほど、結局、改憲論に傾斜してしまうのである。もっといえばあのリベラル社会科学の、そして戦後民主主義思想のチャンピオン、丸山真男もまたじつは9条を支える思想を提示できなかったのである。閉塞感に覆われた21世紀世界の現実がガンジーの再登場を求めているとしても、9条にその閉塞打破の可能性を感じているとしても、現在我々はその思想化に成功していない。

やや唐突ではあるが、その中で政治学者故神島二郎は果敢にその近代西洋政治学を超える新しい社会科学のグランドセオリー、一般理論の構築に向かった、と記しておこう。神島の提示しようとする新たな社会科学グランドセオリーはいまだ完成にはほど遠いが、21世紀の世界の現実の中で社会科学にもまたパラダイムの画期的転換が求められていることだけは確かである。その神島の構想については稿を改めて論じたい。

・・・・・・・・・・

### あとがき

本稿を書き進めたのは2010年1月である。2010年はNHK大河ドラマ『龍馬伝』もあり、司馬遼太郎ブームの年なのだそう。司馬遼太郎といえば、その歴史観—司馬史観—がよく話題になる。開国から日露戦争までの日本は立派だったが、その後日本の〈逸脱〉が始まり歴史に大きな汚点を残すことになったというものである。いわゆる実社会で影響力を持つ立場にある、そしてどちらかといえば〈リベラル〉と称される人々に、この司馬史観を支持する人々が多いという。日本が「普通の国」になろうとして明治を駆け抜けようとしたところまでは正解でありむしろもっと評価されるべきなのだが、残念ながら日本は日露戦争以降「異常な国」になり（昭和の）逸脱の、そして悲劇のスパイラルの道を歩んだというのである。

「過ちを二度と繰り返さない」というが、そ

れは「異常な国」へ突き進んだ過ちであって、「普通の国」（つまり明治）への歩みは決して間違っていなかったし、「普通の国」をアジアでいち早く達成したことに誇りを持つべきであるというわけである。当時の状況の中での「普通の国」の具体的スローガンは「富国強兵」ということであったが、「富国強兵」自体が問題であったのではなく、〈強兵〉の使い方、つまり〈正義の戦争〉の〈正義〉の見きわめに失敗したことが問題だったというわけである。

ガンジーも9条も、司馬が讃えた良質な、あるいはリベラルな「普通の国」を超えようとする。2010年の只今現在の日本は「普通の国」に向かわなければならないといわれる。しかしその2010年の世界状況と「普通の国」の関係はいつたい本当にどういうことになっているのだろうか。我々は「普通の国」を目指すのか？「普通の国のその先」を構想するのか？

大熊信行は60年以上前に大きな宿題を投げかけた。その宿題は今も私の机の引き出しに入っただけだ。最後にもう一度大熊が投げかけた宿題を私自身のためにも、改めて記しておこう。

「日本人は国家観を変えなければならない・・・  
 ・これまで撰取しておいた西洋近代のあらゆる国家思想を、すべて疑問の対象として再検討するだけでなく、誰もまだ踏み入ったことのない思想領域へ、そして同時に精神領域へ、歩みいなければならない。」1946年『国家悪』

## 注

注1 国連憲章第1条第1項は次のように国連の目的を述べている。  
 「国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って

実現すること」

またイタリア憲法第11条は「イタリアは、他の人民の自由を侵害する手段および国際紛争を解決する方法としての戦争を否認する」と、条件付きながら戦争の否認を宣言している。

- 注2 『ガンジーの危険な平和憲法案』ダグラス・ラミス 2009年 集英社新書  
 注3 『ラジカルな日本国憲法』ダグラス・ラミス 1987年 晶文社  
 注4 『ガンジーの危険な平和憲法案』P3  
 注5 防御的な回避(ディナイアル状態)。問題を認めそれを解決する代わりに、そのような問題は存在しないと自分に言い聞かせること。極端な緊張状態にある人に多く見られる。  
 注6 『ガンジーの危険な平和憲法案』P30  
 注7 同上 P114  
 注8 同上 P187-89  
 注9 同上 P85-86  
 注10 同上 P63  
 注11 『日本国憲法を読む』ラミス 1993年 柏書房  
 注12 「革命の精神とは何か」大熊信行(1946年)『国家悪』所収 P14-19 1981年 論創社  
 注13 『日本改造計画』P104 小澤一郎 1993年 講談社  
 注14 同上P124 この段階では上記の考えを実現するためには、少なくとも第3項を加える、ひとつの改憲論を提示していたようだが、その後の政治状況の中で、小沢氏は軌道修正する。現時点(2010年1月)では現行憲法の範囲内で国連軍参加が可能と考えているようだ。  
 注15 『ゴーマニズム思想講座・・・正義・戦争・国家論』P120-121 竹田青嗣・小林よしのり・橋爪大三郎 1997年 径書房  
 注16 同上 P122-123  
 注17 同上 P123-124  
 注18 「半世紀後の憲法——吉本隆明×加藤典洋×竹田青嗣×橋爪大三郎」P66『思想の科学』(1995年7月号所収)  
 注19 同上 P67  
 注20 同上 P69  
 注21 同上 P69  
 注22 同上 P44  
 注23 同上 P45